

和泊町広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の広告媒体への民間企業等の広告掲載に関し、必要な事項を定め、地域経済の活性化及び町の財源確保を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告の掲載ができる広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報誌
- (2) ホームページ
- (3) 和泊町有線テレビ（以下「サンサンテレビ」という。）
- (4) 行事カレンダー
- (5) 町の構築物
- (6) その他広告掲載が可能と町長が認めるもの

(広告の基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共物等の公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に関するもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掲載広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載を決定する場合の優先順位は、次の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業及び自営業等で、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) その他広告として掲載することが適当であると町長が認めるものの広告

(広告の位置)

第5条 広報誌、ホームページ及び行事カレンダー上に掲載する広告の位置は、次のとおりとする。

媒体	掲載位置
広 報 誌	企画課長が決定
ホームページ	総務課長が決定
行事カレンダー	企画課長が決定

2 町の構築物及びその他広告掲載が可能と町長が認めるものに掲載する広告の位置は、担当課と協議の上決定するものとする。

(広告掲載料等)

第6条 広報誌，ホームページ，サンサンテレビ及び行事カレンダー上に掲載する広告の掲載料等は，次のとおりとする。

媒体	規格	区分	広告掲載料
広 報 誌	1 枠：縦 122mm×横 92.5mm (最大 2 枠まで/号)	町内	15,000 円/号
		町外	20,000 円/号
ホームページ	縦 82 ピクセル×横 127 ピクセル	町内	5,000 円/月
		町外	10,000 円/月
サンサンテレビ	1 画面	町内	3,500 円/週
		町外	4,500 円/週
行事カレンダー	縦 5cm×横 8cm	町内	3,500 円/枠

2 広告掲載の区分における町内，町外の別は，事業所の所在地又は個人の住民票登録地において企画課長が判断するものとする。

3 町の構築物及びその他広告掲載が可能と町長が認めるものに掲載する広告の掲載料等は，担当課と協議の上決定するものとする。

(広告掲載期間等)

第7条 広報誌，ホームページ，サンサンテレビ及び行事カレンダー上に掲載する広告の掲載期間は，次のとおりとする。

媒体	掲載期間及び掲載号
広 報 誌	5月号・7月号・9月号・11月号・1月号・3月号
ホームページ	1 か月単位とし最長 1 年間とする。
サンサンテレビ	1 枠 1 週間単位とする。
行事カレンダー	1 枠最長 1 年間とする。

2 複数期間の広告掲載申込みがあった場合は，その期間を掲載期間とすること

ができる。

- 3 掲載開始日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、掲載終了日は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。
- 4 前項の規定に関わらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は 12 月 29 日から 1 月 3 日までに当たる場合は、町が別に定める。

（広告の募集）

第 8 条 広告の募集は、広報誌、ホームページ、サンサンテレビ又は防災無線により公募するものとする。

（広告掲載の申込み）

第 9 条 広告掲載の申込みは、和泊町広告掲載申込書（様式第 1 号）に記入の上、原稿等を添えて担当課に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

- 2 広報誌、ホームページ、サンサンテレビ及び行事カレンダー上に掲載する広告の申込期限は、次のとおりとする。

媒体	広告の申込期限
広報誌	発行日の 1 月前までとする。
ホームページ	掲載日の 2 日前までとする。
サンサンテレビ	掲載日の 2 日前までとする。
行事カレンダー	担当課が決めた申込期限内とする。

- 3 提出する原稿等は、掲載する媒体に適した形式及び解像度のデータを提出するものとする。
- 4 町長は、必要に応じて申込みの際に業務内容等がわかる書類の提示又は提出を求めることができるものとする。

（和泊町広告掲載審査委員会）

第 10 条 町長は、広告内容の適正化を図り、第 3 条の規定に基づき広告掲載の可否決定をするために、和泊町広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要があるときに意見を聴くことができる。

- 2 委員は、副町長、総務課長、企画課長、担当課長及びその他町長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 本委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員

長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

(広告掲載の決定等)

第 11 条 町長は、広告掲載の可否を決定し、その結果を和泊町広告掲載決定通知書（様式第 2 号）又は和泊町広告非掲載決定通知書（様式第 3 号）により、広告掲載の申込者に通知するものとする。ただし、サンサンテレビに関する広告掲載可否の決定については、この限りでない。

(広告掲載料の納付)

第 12 条 広告掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載開始日から起算して 14 日以内までに、広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第 13 条 既に納付した広告掲載料は還付しないこととする。ただし、正当な理由により広告掲載ができなかったときは、その一部又は全部を還付することができる。

(広告掲載料の減免)

第 14 条 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、広告掲載料を減免することができる。

(広告主の責任)

第 15 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第 16 条 町長は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載取消申出書（様式第 4 号）により、正当な理由により広告掲載取消の申出があったとき。
- (2) 要綱に違反したとき。
- (3) 町長が、広告掲載することが不適當と認めたとき。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。